

判決年月日	平成 29 年 7 月 11 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成 29 年(ネ) 10013 号		
○ 特許権に基づく製剤の製造販売等の差止請求について、対象製品が特許発明の技術的範囲に属するものとは認められないことを理由に同請求を棄却した事例。			

(関連条文) 特許法 100 条 1 項, 同条 2 項

(関連する権利番号等) 特許第 4430229 号

判 決 要 旨

本件は、発明の名称を「オキサリプラチン溶液組成物ならびにその製造方法及び使用」とする本件特許権を有する控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人の製造販売に係る各製剤（被告製品）の生産等は、特許請求の範囲の請求項 1 に係る本件発明の技術的範囲に属すると主張して、被告製品の生産等の差止め及び廃棄を求めた事案である。

原判決は、被告製品はいずれも本件発明の技術的範囲に属するものとは認められないとして、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴した。

本判決は、概要以下のとおり判示して、明細書の記載及び本件発明の目的・効果との関係に照らして本件発明の技術的範囲を画定した上で、被告製品は本件発明の技術的範囲に属しないと判断し、控訴人の請求を棄却した原判決を相当であるとして、本件控訴を棄却した。

本件明細書において、「緩衝剤」は、「本明細書中で用いる場合、オキサリプラチン溶液を安定化し、それにより望ましくない不純物…の生成を防止するかまたは遅延させ得るあらゆる酸性または塩基性剤を意味する。」と定義されるところ、添加シュウ酸は、不純物の生成を防止する作用を果たすものといえるのに対し、解離シュウ酸は、水溶液中のオキサリプラチンの一部が分解され、不純物と共に生成されるものであって、オキサリプラチン水溶液において、オキサリプラチンと水とが反応して自然に生じる平衡状態を構成する要素の一つにすぎず、かかる作用を果たすものとみることとはできない。また、本件明細書の実施例においても、緩衝剤は、外部から加えられるものとされている。

本件発明は、従来からある凍結乾燥粉末形態のオキサリプラチンにおける欠点を克服し、すぐに使える形態の製薬上安定であるオキサリプラチン溶液組成物を提供することを目的とするものであり、乙 1 発明を含むオキサリプラチンの従来既知の水性組成物と比較すると、製造工程中に安定であり、生成される不純物が少ないという効果を有するものであり、本件発明の「緩衝剤」は、乙 1 発明において生成される上記不純物の量に比して少ない量の不純物しか生成されないように作用するものでなければならぬところ、乙 1 発明において存在する解離シュウ酸のみでは、そのように作用することは考え難い。

したがって、本件発明における「緩衝剤」としての「シュウ酸」は、解離シュウ酸を含むものではなく、添加シュウ酸に限られると解すべきであり、シュウ酸が添加されたものではない被告製品は、本件発明の技術的範囲に属するものとは認められない。